

SIP「統合型ヘルスケアシステムの構築」 研究推進法人の変更について（報告）

令和 7 年 2 月 20 日

科技イノベーション事務局 SIP/BRIDGE 総括

1. 経緯

SIP「統合型ヘルスケアシステムの構築」（永井 良三 PD、以下「ヘルスケア」という。）の研究推進法人として現在、厚生労働省所管の「国立国際医療研究センター（以下「NCGM」という。）」を指定しているところ。

この度、内閣感染症危機管理統括庁及び厚生省感染症対策部に科学的知見を提供する「新たな専門家組織」を設立するため、令和 5 年 5 月の国立危機管理研究機構法の成立を踏まえて、国立感染症研究所と NCGM が統合し、「国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security。以下「JIHS」という。）」が令和 7 年 4 月に設立されることとなった。

2. 研究推進法人の変更に伴う SIP 課題遂行への影響

1. により、令和 7 年 4 月以降、ヘルスケアの予算執行上のマネジメント業務は JIHS が実施することになる。

研究推進法人が JIHS に変更するにあたり、所管省庁となる厚生労働省より、NCGM で構築しているヘルスケアのマネジメント体制はそのまま JIHS に引き継がれる、現在締結している研究テーマに係る契約内容全般（知財権等にかかるもの含む）は JIHS との契約においても引き継ぐこと、予算の移し替えについて厚生労働省と予算移し替えの監督官庁である財務省との間の調整は完了していることを確認しており、研究推進法人の変更によるヘルスケアの課題推進に影響は生じないものである。

(別紙)

戦略的イノベーション創造プログラム運用指針（抄）

平成 26 年 5 月 23 日
ガバニングボード決定
（最終改定：令和6年10月17日）

7. 実施体制

(1) 研究推進法人の活用

○内閣府及び関係省庁は、予算執行上のマネジメント業務について、原則、課題ごとに一の研究推進法人において、実施するものとする。なお、やむを得ず研究推進法人によらず予算執行する場合には、あらかじめ内閣府に相談しなければならない。

○内閣府は、課題の内容と独立行政法人の業務内容について検討し研究推進法人を決定する。なお、戦略及び計画の変更等に伴い研究推進法人を変更する場合においても同様の扱いとする。